

福井県公共工事入札監視委員会の開催概要について

このことについて、平成 20 年度福井県公共工事入札監視委員会（第 4 回）を開催しましたので、その概要をお知らせします。

記

1 日 時 平成 21 年 3 月 18 日（水） 9:30 ～ 11:30

2 場 所 県庁 2 階 中会議室

3 出席委員 （敬称略 五十音順）

あらい かつひこ
荒井 克彦

かわさき れいこ
川崎 玲子

しもなか のぼる
下中 ノボル

ふじい たけお
藤井 健夫

みない なみこ
菓袋 奈美子

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3) 議題
 - ・ 入札および契約に係る制度の運用について
 - ・ 談合その他の不正行為に関する事項について
- (4) その他
- (5) 閉会

5 会議概要

(1) 入札および契約に係る制度の運用および改善について

① 入札・契約手続の運用状況（平成 20 年 10 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日）

- ・ 契約件数、落札率の状況について説明
- ・ 指名停止の運用状況について説明
- ・ 総合評価落札方式の逆転状況（12 月末現在）について説明

Q 落札率の状況の四半期毎グラフについて、総合評価落札方式のものと、それ以外のものに分けた整理はできないか。

A 次回以降、整理するようにしたい。

Q 総合評価落札方式の逆転比率の状況について、4 月から 12 月末までの期間ではあるが、逆転の割合が大きく、特に標準型では半分の件数が価格ではなく、技術力の評価により落札しているが、現状はどのようなものか。

A 現状の一般競争入札は、最低制限価格近くで落札業者が決定されることが少なくない。応札業者は公表された設計価格から最低制限価格の推計が可能であり、最低制限価格近くで競争となると、総合評価の技術力評価で、逆転が起こる状況がある。

Q 総合評価落札方式については、施行してから2、3年経過したが、入札監視委員会において総合評価落札方式の評価を整理してはどうか。

A 県は、今年の3月1日から入札制度の改正を行っている。今回の制度改正の結果がある程度出た時期として、来年度第2四半期以降に整理することを検討する。

② 抽出事案審議（事前に下中委員が抽出）

ア 道路改良工事（地域連携推進（地方道））その6工事

Q 総合評価の評価対象外が2業者あるが、評価はしなかったのか。

A 今回の事案は、上位3社を事後審査を行ったものである。評価対象外とした業者については、価格以外での逆転が認められなかったため評価対象外とした。

イ 予防治山工事

Q この工事が農林総合事務所の管轄となるのはなぜか。

A 保安林地域であるため、農林総合事務所の治山工事として行った。

ウ 道路改良工事（地域連携推進（国道））ホノケ山トンネル（仮称）奥野々工区

Q WTO入札となったが、海外から応札業者はあったか。

A 全て国内業者であった。

Q 総合評価落札方式としているが、技術提案力に優れた業者が落札したと考えればよいか。

A 価格は微妙な差であったが、技術提案のうち「地山や突発湧水に対する事前調査・確認方法について工夫が見られるか」の技術提案項目で良い提案をした業者が落札した。

Q 技術点の配分しだいによっては、逆転も可能な事案だと考える。技術点の配分は慎重に検討すべきだと考える。

A 10数名の職員がワーキンググループで、先入観が入らないよう業者名がわからないような資料で、十分な時間をかけて評価項目検討を行う。ワーキンググループで作成した内容は、外部の学識経験者が参加する総合評価技術委員会で審査して決定する。慎重な手続きに留意している。

Q 設計額と落札額の差が大きい。

A 調査基準価格を下回ったものについては調査を行っている。今回の事案についても低価格調査は行っている。

エ 自然環境整備交付金事業その5工事

Q 資格停止となった業者が失格となったが、資格停止は事前予告されるのか。

A 通知でもって資格停止を行っている。不正行為や不誠実行為など、直ちに指名停止を行う場合がある。今回の業者は経営事項審査を行わなかった業者であり、公共事業に参加する資格がないことから事前予告を行っていない。

Q 指名停止となった業者は、いつの時点で停止解除となるのか。

A 今回の場合は、経営事項審査を受けて結果通知を得た時点で指名停止を解除することになる。

オ 福井県陶芸館展示リニューアル工事

Q 今回の内装工事の発注仕様は、どのように決定したのか。

A 工事を発注する前段階で、基本設計をプロポーザル方式で業者選定した。当該業者が、基本設計および実施設計を行っており、工事仕様は実施設計の内容として、工事発注している。

Q 入札参加している業者に県内業者はいないが、博物館や美術館の内装専門の業者か。

A 国内でも当該分野の専門業者は少ない。工事全体の品質確保のため、一括して内装工事を発注したが、実際の工事はガラスケースや木枠の製作など、県内業者で下請けできる部分はある。

(2) 談合その他の不正行為に関する事項について

- ・談合情報等の対応状況について説明。

(3) その他

- ・事務局より、より適切な執行に向けて以下の内容により入札制度を改正し、平成21年3月1日以降に行う入札公告から適用したと報告を行った。委員からは特に意見等はなかった。

〈入札制度改正の趣旨〉

県の発注する公共工事・業務委託等をより適切に執行するため、受注業者の持つ技術力を的確に評価し、さらに一層の向上を促すとともに、災害復旧、除雪等地域の防災力維持の面における貢献度などにも配慮し、当面、以下の方針で入札制度を改正する。

〈入札制度改正の概要〉

- ① 総合評価落札方式における評価項目および配点の改正
 - ア 建設業者の地域への貢献度の評価の重視
 - イ 「県内建設業者の下請けへの活用」および「県産品の活用」の評価項目への追加
 - ウ 過去の実績など配置予定技術者の技術力の評価の重視
- ② 低入札対策の強化

項目ごとに数値的な判断基準を導入することによって、低入札による不良・不適格業務の発生を防止する。

〔失格判断基準〕 直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の60%、一般管理費の30% のいずれかを下回った場合
- ③ 複数等級を対象とした入札の拡大

小規模な建設業者がより高度な業務に参加することで、技術力の向上を図れるように入札に参加できる業者の範囲（等級）を拡大する。